

# ATMでのキャッシュカード取引制限内容の見直しについて

平素より、千葉興業銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

近年、言葉巧みにキャッシュカードを騙し取り、お客さまの大切なご預金を不正に引き出す犯罪が非常に多く発生しております。

当行では、一部のお客さまに対しまして「ATMでの取引を制限」させていたおりましたが、今般、「**取引制限内容の見直し**」を実施することになりました。

一部のお客さまにおかれましては、大変ご不便をお掛けいたしますが、「大切なご預金」をお守りするため、何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

<取引制限の見直し内容> 太字、下線部分が変更箇所になります。

	お引出し (変更あり)	お振込 (変更なし)
対象となるお客さま	75歳以上の個人のお客さま。 (※1)	70歳以上で、過去3年間 <sup>(※3)</sup> ATMでの当行キャッシュカードによるお振込のご利用がない個人・個人事業主のお客さま。
対象となるATM	<b><u>当行ATMを含む全てのATM</u></b>	当行ATMを含む全てのATM
制限の内容	ATMでの1日あたりのお引出し 限度額が20万円になります。 (※2)	ATMでの当行キャッシュカードによるお振込ができなくなります。
実施日	<b><u>2022年7月1日(金)</u></b>	既に実施済

(※1) 口座開設時等に「個人事業主」名義の口座としてお申し出(登録)いただいているお客さまは、制限の対象にはなりません。

従来 of 制限を解除されたお客さまも制限の対象にはなりません。

(※2) 生体(指静脈)認証取引の場合は、各口座に設定された限度額までご利用いただけます。

(※3) 期間の計算は月数で行います。ATMでの当行キャッシュカードによる最終のお振込があった月を1ヶ月目とし、36ヶ月目の月末までを3年間といたします。

対象となるお客さまでキャッシュカードによるお振込やお引出し限度額の引き上げを希望される場合は、実施日以降、当行本支店の窓口へお申し出ください。ご来店の際は、キャッシュカードおよび本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)をご持参ください。

詳細については、お取引店にご照会ください。

以上